

【労務】特別な休暇制度～病気療養のための休暇～

厚生労働省の「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、「特別な休暇制度」について、制度の概要から導入メリット、導入事例などが掲載されています。特別休暇制度とは、労使による話し合いを通じて、休暇の目的や取得形態を任意に設定できる法定外休暇を指します。その中で今回は、病気療養のための休暇について、以下に詳しくご紹介いたします。

【病気療養のための休暇】

■本休暇制度について

治療等が必要な疾病等、治療を受けながら就労する労働者をサポートするために付与される休暇です。治療・通院のために時間単位や半日単位で取得できる休暇制度や、年次有給休暇とは別に使うことができる病気休暇のほか、療養中・療養後の負担を軽減する短時間勤務制度等も考えられます。



■いま、病気療養のための休暇が必要とされています

働く方々の個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方・休み方を自ら選択できるようにすることは、労働生産性の向上や多様な人材の確保につながります。

このためには、年次有給休暇の取得促進はもとより、特別休暇の導入によって個々の労働者の事情に配慮した休暇を取得できる環境を整備することが求められます。特に、風邪や感染症などの病気の影響により、療養等が必要となった場合に取得できる休暇を、年次有給休暇とは別に設けておくことは、万が一に備えた労働者のためのセーフティネットになります。

病気療養のための休暇等の例としては、以下のようなものがあり、いずれも企業で導入されている制度の例として注目されています。

なお、休暇以外にも、私傷病の治療のために、所定労働時間を短縮する短時間勤務制度や、始業・終業時刻の繰上げ・繰下げを行う時差出勤制度、テレワーク等を活用できるようにすることで、療養中・療養後の負担を軽減することも有効です。

○年次有給休暇とは別に使うことができる病気休暇制度

⇒私傷病の療養のために、年次有給休暇以外の休暇として利用できるものです。取得要件や期間は、労使による協議や休暇を与える使用者が決定することが一般的です。急な病気等による治療や療養等に備えた年次有給休暇の取得控えの抑制が期待できます。

○時間単位・半日単位で取得できる休暇制度（時間単位年休、半日単位年休等）の導入

⇒年次有給休暇や病気休暇制度を、時間単位又は半日単位で取得できるようにすることで、治療・通院などのために柔軟に休みたいというニーズに対応することができます。

年次有給休暇については労働基準法に基づき、労働者が希望し、使用者が同意すれば半日単位での取得が可能に、また、労使協定を締結することにより年5日分を限度に時間単位での取得が可能になります。

○失効した年次有給休暇を積み立てて、病気等で療養する場合に取得できる失効年休積立制度

⇒やむなく失効した年次有給休暇を積み立てて、自身の私傷病の療養のために取得することができるものです。家族の看護に利用範囲を広げている例もあります。